

山梨県公報

第七百三十三号

平成十八年

十月二日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定……………七三三
建築基準法に基づく道路位置指定……………七三三

公 告

保安林予定森林の所在不分明通知……………七三三
土地改良区役員の退任及び就任……………七二四
開発行為に関する工事の完了について……………七二六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………七二六

告 示

山梨県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

甲府市中畑町滝戸山二二八四の一九〇(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 滝戸山二二八四の一九〇(次の図に示す部分に限る。)

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

山梨市三ヶ所字大橋一〇六三番八、一〇六四番五、一〇六四番一一及び山梨市三ヶ所字新町西一〇六〇番六

二 道路の幅員

最大六・七六メートル 最小六・〇七メートル

三 道路の延長

二六・六四メートル

公 告

● 保安林予定森林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定による保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成十八年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

| | | |
|------------------------|----------|-----|
| 保安林予定森林の所在場所 | 登記済みの権利者 | 備考 |
| 南都留郡富士河口湖町西湖字段野山二二四三の一 | 三浦賢孝 | 所有権 |

| | | | | |
|----|-------|-----------------|-------------|---|
| 同 | 宮澤 黎夫 | 同 | 境川町寺尾三八八番地二 | 同 |
| 同 | 深澤 照彦 | 同 | 小山 六六六番地二 | 同 |
| 同 | 宮島 雅展 | 甲府市寿町 | 二〇番地五 | 同 |
| 同 | 五味 努 | 同 | 右左口町 三八四七番地 | 同 |
| 同 | 田中 良彦 | 同 | 三五〇番地 | 同 |
| 同 | 田中 久雄 | 中央市 | 東花輪一八七九番地一 | 同 |
| 同 | 塚田 徳夫 | 同 | 高部一六五五番地 | 同 |
| 同 | 石原 宏 | 同 | 浅利一九七〇番地 | 同 |
| 同 | 渡邊 宣弘 | 市川三郷町 | 高田二六三三番地 | 同 |
| 同 | 塩島 學 | 同 | 大塚四一八七番地 | 同 |
| 同 | 大村 晴秀 | 甲州市塩山上於曾 | 七五六番地二 | 同 |
| 監事 | 広瀬 正治 | 同 | 下粟生野一三七番地 | 同 |
| 同 | 龍澤 敦 | 笛吹市境川町前間田一四七番地二 | 同 | 同 |

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十月二日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 北杜市長坂町小荒間字廣平二一一二の一部の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市長 白倉政司

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十八年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲州市塩山上塩後字千手院前八〇一の一、八〇二、八〇三の一、八〇三の二、八〇三の三、八〇三の四、八〇三の五、八〇三の六、八〇三の七、八〇三の八、八〇三の九、八四三、八四三の二、八四三の三、八四四、八四四の三、八四五、八四五の二、八五七、八五八の一及び八五九
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|------------------------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 道路 水路 公園 ゴミ置場 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲州市塩山上於曾千七百七十七番地の一 朝日商事有限会社 代表取締役 村田松雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町西条字清水二四六九の三、二四七〇の一、二四七三の一、二四七三の二、二四七四の一、二四七五、二四七七の一、二四七七の二、二四七九の一及び二四七八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 水路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条新田七百四十五番地 福島正明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十八年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 葦崎市竜岡町若尾新田字海老島三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三三の五、三三の六、三三の七、三三の八、三三の九、三三の一〇、三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三三の一五及び三三の一六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 水道路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番